

佐伯市告示第 81 号

さいき農業サポート人材バンク事業実施要綱を次のように定める。

平成 30 年 4 月 27 日

佐 伯 市 長 田 中 利 明

さいき農業サポート人材バンク事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域農業における後継者不足及び担い手不足の解消並びに地域農業の活性化を図るため、農作業への従事を希望する者（以下「サポーター」という。）及びサポーターの活用を希望する農業者（以下単に「農業者」という。）の情報を登録し、及び提供することを目的に実施するさいき農業サポート人材バンク事業（以下「人材バンク事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(適用上の注意)

第 2 条 この告示は、人材バンク事業以外の農業に係る人材の確保を規制するものではない。

(サポーターの人材バンク登録申請等)

第 3 条 人材バンク事業に登録をしようとするサポーターは、人材バンク登録申請書（サポーター用）（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他市長が適当と認める本人であることを証明する書類の写し
- (2) 暴力団関係者（佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号）第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）でない旨の誓約書（様式第 2 号）
- (3) 親権者の同意書（当該サポーターが未成年者である場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の要件に適合するときは、人材バンク登録決定通知書（様式第 3 号）により当該サポーターに通知するとともに登録サポーター名簿（様式第 4 号）に登録するものとする。

3 前項の規定による登録の期間は、3 年間とする。ただし、再度の登録の申請を妨げない。

4 市長は、当該サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 項の規定による登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団関係者であるとき。
- (2) その他登録することが適当でないと市長が認めたとき。

(登録対象農業者)

第4条 人材バンク事業の登録の対象となる農業者(以下「登録対象農業者」という。)は、市内において農業を営んでいる次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する個人(未成年者を除く。)
- (2) 市内に主たる事務所を有する法人その他の団体
(農業者の人材バンク登録申請等)

第5条 人材バンク事業に登録をしようとする登録対象農業者は、人材バンク登録申請書(農業者用)(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該登録対象農業者が前条第1号に規定する個人の場合は、個人番号カード、旅券、運転免許証その他市長が適当と認める本人であることを証明する書類の写し
 - (2) 当該登録対象農業者が前条第2号に規定する法人その他の団体の場合は、定款、規約等の写し及び構成員名簿
 - (3) 暴力団関係者でない旨の誓約書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の要件に適合するときは、人材バンク登録決定通知書により当該登録対象農業者に通知するとともに登録農業者名簿(様式第6号)に登録するものとする。
- 3 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により登録農業者名簿に登録する場合について準用する。

(登録情報の閲覧)

第6条 第3条第2項の規定により登録されたサポーター(以下「登録サポーター」という。)は登録農業者名簿を、前条第2項の規定により登録された登録対象農業者(以下「登録農業者」という。)は登録サポーター名簿を閲覧することができる。

(情報提供)

第7条 市長は、必要に応じて、登録サポーター及び登録農業者(以下これらを「登録者」という。)に対して、登録サポーター名簿及び登録農業者名簿に登録された情報(以下「登録情報」という。)の提供を行うものとする。

(登録者の交渉等)

第8条 市長は、登録者が行う雇用に関する交渉及び契約については、直接これに関与しない。

- 2 前項の交渉及び契約に関し発生した一切の問題等については、登録者間で解決するものとする。

(登録情報の変更)

第9条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに人材バンク登録情報変更申請書(サポーター用)(様式第7号)又は人材バンク登録情報変更申請書(農業者用)(様式第8号)を提出しなければならない。

式第8号)により市長に申請しなければならない。この場合において、登録サポーターが未成年者であるときは、親権者の同意書を添付しなければならない。

2 第3条第2項及び第5条第2項の規定は、前項の規定により登録者が登録情報の変更の申請をした場合について準用する。

(登録の取消し)

第10条 登録者は、登録の取消しを希望するときは、人材バンク登録取消届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、人材バンク事業の登録を取り消すとともに、その旨を登録者に通知するものとする。

(1) 登録者から人材バンク登録取消届が提出されたとき。

(2) 登録者が暴力団関係者であることが判明したとき。

(3) 登録者がこの告示の規定に違反したとき。

(4) その他登録を取り消すことが適当であると市長が認めたとき。

(個人情報の保護)

第11条 登録者は、人材バンク事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この登録が取り消された後においても同様とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

人材バンク登録申請書（サポーター用）

年 月 日

佐伯市長 様

次のとおり、さいき農業サポート人材バンク事業に登録をしたいので、さいき農業サポート人材バンク事業実施要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 氏名	〒	生年月日	年 月 日	男・女
住所				
連絡先	電話番号（ ） -	E-mail :		
農業経験	無 ・ 有	作業内容： 期 間： 年 か月程度		
免許・資格				
登録の動機				
希 望 事 項	作物	農業全般 ・ 水稻 ・ 野菜 ・ 果樹 ・ 花き ・ その他（ ）		
	地域	佐伯 ・ 上浦 ・ 弥生 ・ 本匠 ・ 宇目 ・ 直川 ・ 鶴見 ・ 米水津 蒲江 ・ その他（ ）		
	期間	常用勤務 ・ 収穫時期などの短期雇用 ・ 日雇勤務 ・ その他（ ）		
	勤務時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		
	休日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ その他（ ）		
	通勤方法	自家用車 ・ バス ・ バイク ・ 自転車 ・ その他（ ）		
その他				
添付書類	1 個人番号カード、旅券、運転免許証その他市長が適当と認める本人であることを証明する書類の写し 2 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号） 3 親権者の同意書（申請者が未成年者である場合に限る。） 4 その他（ ）			

※この欄は記入しないでください。

受付日	本人確認	登録日	登録番号	受付者
年 月 日	個人番号カード・旅券・運転免許証 保険証・その他（ ）	年 月 日		

様式第2号（第3条、第5条関係）

暴力団関係者でない旨の誓約書

私（法人である場合は当法人、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 4 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- 5 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐伯市長 様

申請者住所（所在地）

（フリガナ）

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

㊟

※ 市では、佐伯市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団員等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第3号（第3条、第5条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長



人材バンク登録決定通知書

年 月 日付けで申請があった人材バンク登録（サポーター用・農業者用）
については、下記のとおり登録の決定をしたので、さいき農業サポート人材バンク事業実
施要綱（第3条第2項・第5条第2項）の規定により通知します。

記

- 1 登録日 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 その他

部 課 係
担当者
電話番号

様式第5号（第5条関係）

人材バンク登録申請書（農業者用）

年 月 日

佐伯市長 様

次のとおり、さいき農業サポート人材バンク事業に登録をしたいので、さいき農業サポート人材バンク事業実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 氏名（名称及び 代表者氏名）	〒	生年月日	年 月 日	男・女
住所（所在地）	〒			
連絡先	電話番号（ ） - E-mail :			
作業場所				
希望 事項	作物	水稻 ・ 野菜 ・ 果樹 ・ 花き ・ その他（ ）		
	作業	播種、定植等 ・ かん水 ・ 除草 ・ 摘果 ・ 剪定、整枝等 ・ 収穫 ・ 選別 袋かけ ・ 出荷 ・ 機械作業 ・ その他（ ）		
	作業内容			
	必要人数	人		
	期間	通年 ・ 週 日 ・ 一時期（ 月～ 月） ・ 指定なし その他（ ）		
	勤務時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分		
	休日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ その他（ ）		
賃金	時給 円 ・ 日給 円			
ホームページ 掲載希望	無 ・ 有	登録番号、作業場所、希望事項及びその他欄の内容が必ず掲載されます。 以下の内容の掲載について選択してください。 氏名 無 ・ 有 住所 無 ・ 有 電話番号 無 ・ 有 E-mail 無 ・ 有		
その他 (加入保険等)				
添付書類	1 申請者が個人の場合は、個人番号カード、旅券、運転免許証その他市長が適当と認める本人であることを証明する書類の写し 2 申請者が法人その他の団体の場合は、定款、規約等の写し及び構成員名簿 3 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号） 4 その他（ ）			

※この欄は記入しないでください。

受付日	本人確認等	登録日	登録番号	受付者
年 月 日	個人番号カード・旅券・運転免許証 保険証・定款・規約・その他（ ）	年 月 日		

様式第7号（第9条関係）

人材バンク登録情報変更申請書（サポーター用）

年 月 日

佐伯市長 様

申請者 登録番号
氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で登録決定の通知を受けたさいき農業サポーター人材バンク事業について、下記のとおり内容を変更したいので、さいき農業サポーター人材バンク事業実施要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

変更内容	
添付書類	親権者の同意書（申請者が未成年者である場合に限る。）

*この欄は記入しないでください。

受付者	受付日	変更日
	年 月 日	年 月 日

変更確認	名簿	登録番号

様式第8号（第9条関係）

人材バンク登録情報変更申請書（農業者用）

年 月 日

佐伯市長 様

申請者 登録番号

氏名（名称及び代表者氏名）

印

年 月 日付け 第 号で登録決定の通知を受けたさいき農業サポート人材バンク事業について、下記のとおり内容を変更したいので、さいき農業サポート人材バンク事業実施要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

変更内容	
------	--

※この欄は記入しないでください。

受付者	受付日	変更日
	年 月 日	年 月 日

変更確認	名簿	登録番号

様式第9号（第10条関係）

人材バンク登録取消届

年 月 日

佐伯市長 様

届出者 登録番号
氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

年 月 日付け 第 号で登録決定の通知を受けたさいき
農業サポート人材バンク事業について、下記のとおり登録を取り消したいので、さい
き農業サポート人材バンク事業実施要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

記

取消理由	
------	--

※この欄は記入しないでください。

受付者	受付日	取消日	取消 確認	名簿	登録番号
	年 月 日	年 月 日			